予期しない医療費請求と差額請求に対す るお客様の権利と保証

Washington州内

救急介護を受けた、またはネットワーク内の病院や外来外科センターでネットワーク外の医療提供者から治療を受けた場合、予期しない請求や差額請求から保護されます。

「差額請求」(「予期しない請求」)とは?

医師やその他のヘルスケア提供者にあった時、お客様は共同負担金、共同保険金、および/または自己 負担金と言われる一定の自費負担を負うことがあります。ヘルスプランのネットワーク内ではない医 療提供者に会ったりヘルスケア施設を訪ねた場合、それ以外の費用や全請求額を支払わなければなら ないこともあります。

「ネットワーク外」というのは、お客様のヘルスプランの契約書に署名をしていない医療提供者と施設を指します。ネットワーク外の医療提供者は、お客様のプランが同意した支払額と、サービスにかかった全費用の差額を請求することが許されています。これを「差額請求」と呼びます。この額は、同じサービスにかかるネットワーク内費用よりも高いことが多く、お客様の年間の自己負担制限額には加算されない場合があります。

「予期しない請求」とは、予想外の差額の請求のことを指します。こういうことは、お客様のケアに 誰が携わるか、自分がコントロールできない場合に起きる可能性があります。例えば、救急介護が必 要な場合や、ネットワーク内の施設を訪ねたのに予期せずにネットワーク外の医療提供者に治療を受 ける場合などです。

保険会社は、ウェブサイトを通して、またはお客様のご要望により、どの医療提供者、病院、施設がネットワーク内なのかを知らせる義務があります。病院、手術施設、医療提供者は、どの医療提供ネットワークに所属しているのかを、ウェブサイト上に、またはお客様の要請に応じて、通知しなければなりません。

お客様は以下の差額請求から保護されています:

救急サービス

緊急を要する疾患、メンタルヘルス、または物質使用障害でネットワーク外の医療提供者または施設から救急サービスを受けた場合、医療提供者または施設が請求できる最大額は、お客様のプランのネットワーク内の共同負担額(一部負担金や共同保険など)です。これらの救急サービスで差額請求を受けることはありません。これには、メンタルヘルスまたは物質使用障害による緊急事態に陥っている人に危機サービスを提供する病院および施設で受けるケアが含まれます。安定した状態になった後に受ける場合のサービスを含め、これらの緊急サービスに対して差額請求をすることはできません。

ネットワーク内の病院または外来外科センターでの特定サービス

ネットワーク内の病院または外科外来センターからサービスを受けた場合、一部の医療提供者はネットワーク外である場合があります。その場合、医療提供者が請求できる最大額は、お客様のネットワーク内の費用分担額です。

またお客様はネットワーク外からのケアを受けるように要求されることはありません。お客様のプランのネットワークにある医療提供者や施設をお選びいただけます。

差額<u>請求からの保護を放棄するようにお客様に求めることができる</u> 場合:

病院や救急輸送機の提供者を含む医療提供者は、差額請求からの保護を放棄するようにお客様に求めることは**できません**。

自己資金による団体健康保険に加入している場合、場合によって、提供者が差額請求からの保護を放棄することに同意するよう求めることがありますが、同意する必要は<u>ありません</u>。詳細については、お客様の雇用主または医療保険担当者にお問い合わせください。

差額請求が許されないケースでは、次の事柄についても<u>保護されてい</u> ます。

- お客様は自己負担費(医療提供者や施設がネットワーク内である際に支払う共同負担費、共同保険費、自己負担費)についてのみ支払い責任があります。お客様のヘルスプランから、ネットワーク外の医療提供者と施設に直接支払われます。
- ヘルスプランは通常以下のことをしなければなりません。
 - o 事前にお客様から承認(事前承認)を要求することなく救急サービスに関する保険を 負担する。
 - o ネットワーク外の医療提供者からの救急サービスに関する保険を負担する。
 - o 費用負担額は、お客様のネットワーク内の医療提供者または施設に支払う金額に基づくものとし、給付説明書にその金額を示す。
 - o 救急サービスまたはネットワーク外のサービスへの支払額を、自己負担限度額として 計算する。

請求書に誤りがあると思う場合は、連邦政府へhttps://www.cms.gov/nosurprises/consumersを通して不服申し立てができます。または、電話 1-800-985-3059 でも受け付けています。あるいは、Washington 州保険監督官事務所へ $\underline{ウェブサイト}$ を通して、または電話 1-800-562-6900 で不服申し立ていただくことも可能です。

連邦法に基づく権利についての詳細は、https://www.cms.gov/nosurprisesをご覧ください。

Washington 州法に基づく権利についての詳細は、保険監督官事務所の差額請求保護法に関するウェブサイトをご覧ください。